

令和9年度 茂原市

保育所等利用申込案内



〒297-8511

茂原市道表1番地 茂原市役所 8階

福祉部 保育課 保育所係

0475-36-5656（直通）

市公式ウェブサイト内
「令和9年度の保育所等入所受付について」



【目次】

1. クラス編成について

・ 年齢別クラス編成表	3
-------------	---

2. 認定について

・ 教育・保育給付認定の種類について	4
・ 施設・事業の種類について	4
・ 保育の必要量に応じた区分について	4
・ 保育を必要とする事由について	5

3. 必要書類について

・ 申込に必要な書類	6
・ 状況に応じて提出が必要な書類	7

4. 申込みの流れ

・ 申請書の提出について	8・9
・ 第一次申込受付場所・日時	10
・ 第二次申込受付場所・日時	11
・ 年度途中入所申込について	11
・ 申請書類確認・調査	12
・ 保育所等の利用調整（利用可否の決定）	12
・ 利用調整結果の通知	12
・ 茂原市保育所等利用調整基準早見表	13
・ 利用内定後・利用開始後の注意事項	14
・ 利用施設の変更を希望する場合（転園申込）	14
・ 慣らし保育について	14
・ 継続入所について（現況届）	14

5. 保育料・給食費（副食費）

・ 保育料・給食費（副食費）について	15
・ 給食費（副食費）の徴収免除制度	15
・ 保育料・給食費（副食費）の算定対象者	15・16
・ 多子軽減の対象者	16
・ 保育料・給食費（副食費）の納付について	16
・ 延滞について	16
・ 保育料表について	17
・ 保育料・給食費（副食費）について備考	18

【目次】

6. お子さんの発達や行動、身体について心配がある保護者様へ	18
--------------------------------	----

7. 食物アレルギー、宗教上食べられない食品がある場合の対応について	19
------------------------------------	----

8. 保育所等 Q & A

給付認定について

Q1. 教育・保育給付認定の有効期限は、いつまでですか？	19
Q2. 「保育標準時間」と認定された場合、必ず毎日 11 時間の利用ができるのでしょうか？	19
Q3. 「保育短時間」と認定されましたが、送迎が間に合いません。 「保育標準時間」に変更できますか？	19

利用申込みについて

Q1. 利用施設の希望順位により、利用調整結果が変わることはありますか？	20
Q2. 現在、求職中ですが、利用申込みすることはできますか？	20
Q3. 申込み後に、希望園の変更はできますか？	20
Q4. 兄弟姉妹同時の利用申込み希望ですが、何か注意点はありますか？	20
Q5. 入所申込み・転園申込みを取り下げることができますか？	20
Q6. 今後生まれる子の利用申込みをしたいのですが、生まれる前に申込みはできますか？	20
Q7. 保育所等の入所内定後に辞退した場合、再度申込みすることはできますか？	20
Q8. 保育所等に入所できなかった場合、毎月申込みをする必要はありますか？	21
Q9. 選考結果は、毎月送られてくるのですか？	21
Q10. 入所保留通知書が届きました。翌月以降も引き続き保留の場合、申込みをした月以外の月の保留通知書は発行できますか？	21
Q11. 保育所等を利用（または内定）しています。別の保育施設へ転園はできますか？	21
Q12. 4 月入所を「就労」で申込み、内定となったが、3 月で仕事を辞めてしまいました。 4 月からは「求職活動」に認定を変更すれば、3 か月間は保育所等に通えるのでしょうか？	21
Q13. 保育所等の利用開始後に仕事を辞めた場合、どうなりますか？	21
Q14. 年度途中で育児休業が終了し復職する場合、年度当初一斉申込みで予約申込みはできますか？	22
Q15. 育児休業中でも保育所等の利用申込みはできますか？	22
Q16. 育児休業を取得する場合、既に保育施設に入所している上の子は、継続利用できますか？	22

保育所等での生活について

Q1. 子どもが風邪を引いたときでも、保育所等に預けられますか？	22
Q2. 薬を保育所等で飲ませてもらうことはできますか？	22
Q3. 感染症が治って、保育所を利用する場合に、何か書類を提出する必要がありますか？	22
Q4. 仕事が休みの日でも預けられるのですか？	22

【 目 次 】

茂原市に住民登録がある方の市外の保育施設への申込みについて

- Q1. 茂原市外へ転出するため、転出先の保育施設を申込みたいです。どうすればいいですか？ 23
- Q2. 茂原市に在住のまま、茂原市外の保育施設を申込みたいです。どうすればいいですか？ 23

茂原市外に住民登録のある方の茂原市内の保育施設への申込みについて

- Q1. 茂原市へ転入予定ですが、茂原市の保育施設への申込みはできますか？ 23
- Q2. 茂原市外在住のまま、茂原市の保育施設を申込みたいです。どうすればいいですか？ 23

9. 一時預かり保育

- ・一時預かり保育事業について 24・25

10. もばらファミリー・サポート・センター

- ・もばらファミリー・サポート・センターについて 25

11. 茂原市内の認可保育施設

- ・茂原市内の認可保育施設一覧 26
- ・茂原市内の認可保育施設マップ 27

1. クラス編成について

保育所等の学年編成は、4月1日時点の満年齢によって区分されます。

令和9年度のクラス編成は、次のとおりです。

基本的に、年度の途中で年齢が上がっても、1つ上のクラスに移ることはありません。

クラス	児 童 の 生 年 月 日
5 歳児	令和 3 (2021)年 4 月 2 日 ～ 令和 4 (2022)年 4 月 1 日
4 歳児	令和 4 (2022)年 4 月 2 日 ～ 令和 5 (2023)年 4 月 1 日
3 歳児	令和 5 (2023)年 4 月 2 日 ～ 令和 6 (2024)年 4 月 1 日
2 歳児	令和 6 (2024)年 4 月 2 日 ～ 令和 7 (2025)年 4 月 1 日
1 歳児	令和 7 (2025)年 4 月 2 日 ～ 令和 8 (2026)年 4 月 1 日
0 歳児	令和 8 (2026)年 4 月 2 日 ～

2. 認定について

【教育・保育給付認定の種類】

保育所や幼稚園等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた『教育・保育給付認定』を受ける必要があります。

教育・保育給付 認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で教育を希望する子ども	幼稚園※1、認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、 保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、 保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、 小規模保育事業

※1 子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園となります。(茂原市内では新茂原幼稚園・エンゼル幼稚園)

※2 認定した後に希望施設（保育所など）の利用可否を決定するため、認定を受けた場合であっても、希望施設の利用（保育所などの入所）ができるとは限りません。

【施設・事業の種類】

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。
保育所	就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。
認定こども園	教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。 また、地域における子育て支援の場を設けています。
小規模保育事業	3歳未満のお子さんを対象に、少人数（6～19名）による保育を行う施設です。

【保育の必要量に応じた区分】

2号認定または3号認定を受けた方は、保育の必要量によって更に『保育標準時間』『保育短時間』のいずれかの認定を受けるようになります。

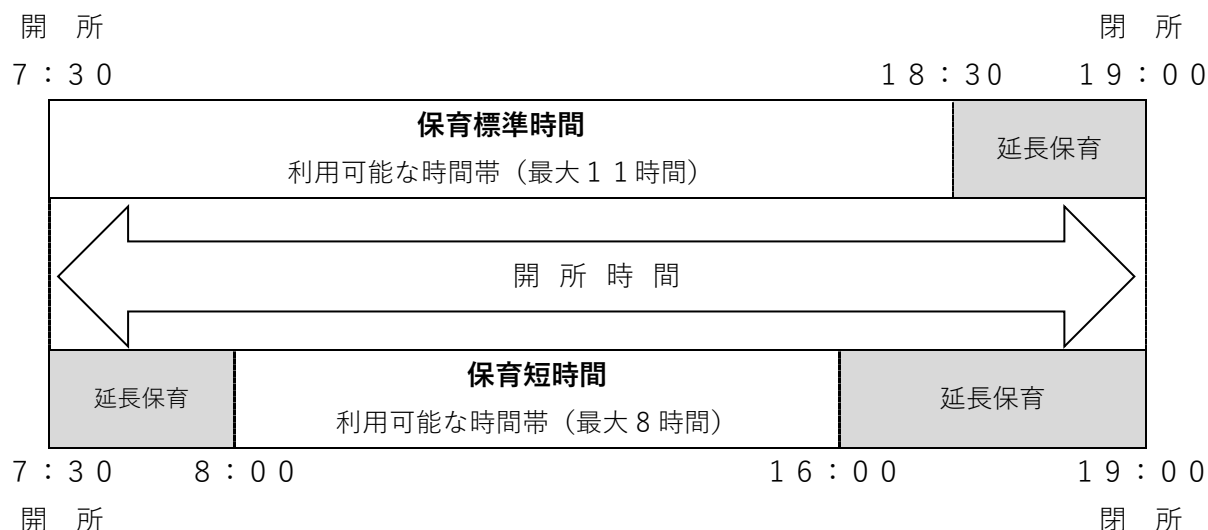
認定区分	保育の必要量	預かり時間
保育標準時間	1か月あたり120時間以上の就労	最大11時間まで (フルタイム就労を想定した利用時間)
保育短時間	1か月あたり60時間以上、120時間未満の就労	最大8時間まで (パートタイム就労を想定した利用時間)

※ 預かり時間を超えた時間が延長保育時間となります。(別途延長保育料がかかります。)

※ お子さんの年齢や健康・発達状況によっては、「保育標準時間」の認定を受けた場合でも、「保育短時間」と同等のご利用をお願いする場合があります。

各認定区分で認定を受けた場合であっても、保護者の就労等の実態に即した「保育を必要とする時間」での利用となります。

◆ イメージ（公立保育所の場合）※施設により異なります。



【保育を必要とする事由】

2号・3号認定の申請をする際は、保護者の「保育を必要とする事由」を確認させていただきます。

「保育を必要とする事由」として認められるのは、次の項目です。

《 対象者 》 ◆ 父 ◆ 母 ◆ 同居の内縁の夫・妻

◆ 70歳未満の同居人（ 祖父母 ・ 中学校卒業以上の兄弟 ・ おじ ・ おば等 ）

※ 住民票上、別世帯であっても同一建物に住んでいる場合は、原則同居とみなします。

※ 父・母のどちらか一方が単身赴任等で別居している場合も「保育を必要とする事由」が必要です。

保育を必要とする事由		利用時間	
		標準時間	短時間
① 就労	居宅外での労働や居宅内で子どもと離れて家事以外の労働をすることを常態としていること。（月60時間以上の就労）	○	○
② 出産の前後	妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。（出産予定日をはさんで、約前2か月、後3か月以内）	○	○
③ 疾病 ・ 障害	保護者が疾病や怪我、または精神もしくは身体に障害を有していること。（保育が困難と認められる場合。）	○	○
④ 同居親族等の介護 ・ 看護	長期にわたり疾病の状態にある、または精神もしくは身体に障害を有する同居の親族等を常時、介護・看護していること。	○	○
⑤ 災害復旧	火災や風水害、地震などの災害の復旧に当たっていること。	○	○
⑥ 求職活動 起業準備	求職活動（起業の準備も含む）を継続的に行っていること。 入所している際、3か月以内に就労を開始することが条件。	—	○
⑦ 就学	通学していること。（学校教育法に規定された学校等、職業訓練校における職業訓練） ※ 通信教育は入所理由に該当しません。	○	○
⑧ その他	① ～ ⑦ に類する状態にあること。	状況により判断	

3. 必要書類について

【申込に必要な書類】

1～4の書類一式と状況により必要な書類

必 要 な 書 類				✓ 欄		
1	共通	茂原市子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書兼幼稚園入園願		☐		
2		保育所等入所申込に関する状況票		☐		
3		アレルギーチェック票（後日、アレルギー面談を行います）		☐		
4	児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書			父	母	
①	就労 (月 60 時間以上の就労)	会社勤め (被雇用者)	1. 就労（内定）証明書 ※ 雇用契約期間に定めがある場合、契約更新毎に就労証明書の提出が必要になります。 ※ 勤務先が複数ある場合は、それぞれ提出してください。 2. シフト表（シフト勤務・変則勤務の方） 3. 就労証明書に関する同意書	☐	☐	
		自営業・ 法人代表者等	1. 就労（内定）証明書 2. 事業を確認できる書類（開業初年度：開業届の写し、開業次年度以降：確定申告書の写し） 3. 就労証明書に関する同意書	☐	☐	
		内職	1. 就労証明書または任意書式による証明 ※ 雇用主による証明に限る 2. 就労証明書に関する同意書	☐	☐	
		農業	1. 申立書（農業） 2. 事業を確認できる書類（確定申告書の写し）	☐	☐	
②	出産の前後		母子手帳など出産予定日がわかる部分の写し		☐	☐
③	保護者の疾病・障害		1. 申立書（疾病・障害） 2. 診断書または身体障害者手帳・療育手帳の写し等		☐	☐
④	同居親族等の介護・看護		1. 申立書（同居親族等の介護・看護） 2. 介護・看護を受ける同居親族の診断書または身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護保険被保険者証の写し等		☐	☐
⑤	災害復旧		罹災証明書等		☐	☐
⑥	求職活動・起業準備		申立書（求職活動中・起業の準備中）		☐	☐
⑦	就学		合格通知（就学前の場合）または在学証明書もしくは学生証（顔写真付き）、カリキュラム（時間割）		☐	☐
⑧	その他		状況により依頼いたします		☐	☐

注）ご提出いただいた就労証明書に基づき、就労実態を事業所に伺う等の調査を行う場合があります。

【状況に応じて提出が必要な書類】

《対象者》◆ 父 ◆ 母 ◆ 同居している内縁の夫・妻

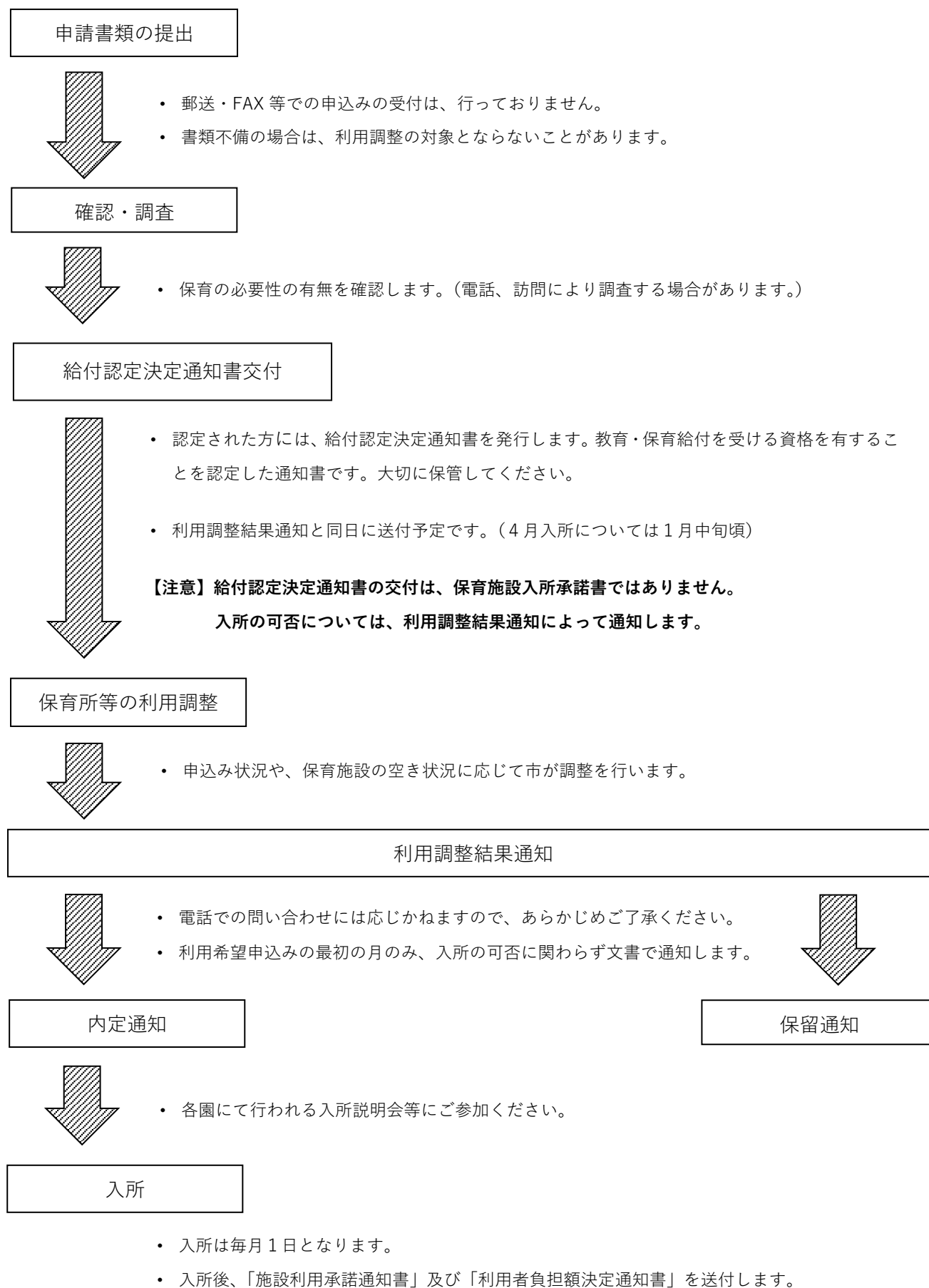
◆ 70歳未満の同居人（祖父母・おじ・おば等） ◆ 申請児童 ◆ 申請児童の兄弟姉妹

対象者の状況		必要な書類	✓欄
①	70歳未満の同居の方がいる場合 (<u>祖父母以外も含む</u>)	児童を保育することができないことを証明する各種証明書（P6表の4 ①～⑧を参照）	☐
②	離婚調停中で父または母の一方と別居している場合	事件係属証明書または呼び出し状、調停期日通知書	☐
③	父または母が市内の保育施設等で保育士として勤務する場合	・保育士証の写し	☐
④	障害を有する方がいる場合	・家族状況確認票 ・身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し	☐
⑤	国民年金の障害基礎年金を受給している場合	・家族状況確認票 ・国民年金・厚生年金保険年金証書の写し	☐
⑥	特別児童扶養手当を受給している場合	・家族状況確認票 ・特別児童扶養手当証書の写し	☐
⑦	保護者が児童扶養手当を受給している場合	・家族状況確認票 ・児童扶養手当証書の写し	☐
⑧	生活保護を受給している場合	・生活保護受給証明書の写し	☐
⑨	保護者が育児休業からの復職のため、保育所等の利用を申込む場合	就労証明書の育児休業期間欄に期間を記載または育児休業証明書等 ※ 雇用主による証明に限る	☐
⑩	就学前の兄弟姉妹が幼稚園や認可外保育施設等に入所、または別居の親族等に保育されている場合	就学前児童保育可能理由書（市が在籍について施設等に確認させていただくことがあります。場合によっては、在籍証明書等の提出を求めます。）	☐
⑪	茂原市外の施設の利用を希望する場合	保育課へ直接お問い合わせください。	☐

注）茂原市民の方が市外の保育施設利用を希望する場合は、茂原市を通しての申込みとなります。申込期間は希望する施設が所在する市区町村によって異なりますので、各市区町村にお問い合わせください。

- ・必ず茂原市指定の書類にご記入のうえ、ご提出ください。
- ・書類提出後に、確認事項がある場合などは、ご連絡の上で新たな書類の提出を依頼します。
- ・ご提出いただいた書類は返却できません。控えが必要な場合は提出前にコピーをお取りください。
- ・消せるボールペン等書き換えの可能な筆記用具は使用しないでください。

4. 申込みの流れ



① 申請書の提出

< 申請書類の配布場所 >

- ・ 茂原市役所 8 階保育課の窓口及び公立保育所（土日祝日を除く）
※ 茂原市公式ウェブサイトよりダウンロードできます。
※ 私立保育施設でも配布しておりますので、各施設へお問い合わせください。

< 申請場所 >

- ・ 入所希望時期や入所希望施設によって異なりますので、詳しくは P10、11 をご覧ください。
※ 郵送・FAX 等での申込みの受付は、行っておりません。

【申込時の注意事項】

- ・ 集団生活を経験させたい、幼児教育の場として利用したい等の理由では申込みできません。
- ・ 同一世帯に 2 人以上の就学前児童がいる場合、保育の必要性は皆共通しているとみなされることから、原則として全ての児童が保育所等の利用申込みをしていただくこととなります。育児理由での保育所等の利用はできません。
- ・ 茂原市に居住（住民登録）していることが条件です。
※ 茂原市に住民登録のない方は、住民登録のある市区町村からお申込みください。
- ・ お子さんの病気等で集団保育が困難なときは、利用できない場合もありますので、あらかじめご相談ください。状況に応じて診断書等を提出していただく場合があります。（通院・服薬中、アレルギー等がある場合は、必ず「保育所等入所申込に関する状況票」に記入してください。）
※ 代理人が申し込む場合は、保育課へご相談ください。
- ・ 申請の内容と事実が異なる場合、入所の内定・決定を取り消す場合があります。

第一次申込受付場所・日時

◆ 第1希望が公立保育所の方（第2希望以降に記載した施設での受付は不要です。）

- ・ 保育所では申込受付を行いません。事前に申込書類を作成の上、ご来庁ください。
- ・ 当日は面談を予定していますので、お子さんを必ずお連れください。（面接試験ではありません。）

※ お子さんの状況等によっては、再度面談を実施する場合がありますのであらかじめご承知おきください。

受付場所	受付日時	※ 事前のご予約は不要です。
市役所 1 階 101 会議室	11 月 18 日（水）～ 20 日（金）	午前： 9 時 ～ 11 時 30 分
	11 月 22 日（日） ※ 日曜開庁	午後：13 時 ～ 16 時

◆ 第1希望が私立保育所等の方（第2希望以降に記載した施設での受付は不要です。）

- ・ 事前に申込書類を作成の上、第1希望の保育施設にご提出ください。
- ・ 当日は面談を予定していますので、お子さんを必ずお連れください。（面接試験ではありません。）

【高師保育園（認定こども園）】 電話番号：22－2419

受付日	受付時間
11 月 6 日（金）、10 日（火）	9 時 ～ 11 時（保育を希望）、13 時 ～ 15 時（保育を希望）
11 月 7 日（土）	9 時 ～ 11 時（保育を希望）
11 月 9 日（月）	9 時 ～ 11 時（教育を希望）、13 時 ～ 15 時（保育を希望）

※ 申込受付は**予約制**で行います。（電話予約受付時間：平日 9 時 ～ 16 時）

【東茂原保育園（保育所）】 電話番号：23－6513 ※ 事前のご予約は不要です。

受付日	受付時間
11 月 5 日（木）、6 日（金）	9 時 ～ 11 時 30 分、13 時 30 分 ～ 15 時
11 月 7 日（土）	9 時 ～ 11 時 30 分

【認定こども園 アップル幼稚園】 電話番号：24－6685

受付日	受付時間
11 月 2 日（月）	9 時 ～ 12 時
11 月 4 日（水）～ 27 日（金） ※ 土日祝日を除く	随時受付

※ 申込受付は**予約制**で行います。（電話予約受付時間：平日 8 時 30 分 ～ 17 時）

【小規模保育事業 はぐくみ】 電話番号：22－8187 ※ 事前のご予約は不要です。

受付日	受付時間
11 月 12 日（木）	9 時 ～ 12 時

【公私連携幼保連携型認定こども園 ほのおかこども園】 電話番号：44－6821

受付日	受付時間
11月4日（水）～6日（金）	9時～11時、13時～16時

※ 申込受付は**予約制**で行います。（電話予約受付時間：平日10時～16時）

【公私連携幼保連携型認定こども園 もばら空と杜のこども園】 電話番号：47－2880

受付日	受付時間
11月2日（月）	9時～12時（教育を希望）、13時～16時（教育を希望）
11月4日（水）、5日（木）	9時～12時（保育を希望）、13時～16時（保育を希望）

※ 申込受付は**予約制**で行います。（電話予約受付時間：平日10時～16時）

【ふたば幼稚園（認定こども園）】 電話番号：22－3964

受付日	受付時間
11月2日（月）	9時30分～11時（教育を希望）
11月9日（月）～20日（金） ※ 土日祝日を除く	9時30分～11時（保育を希望） 13時～16時（保育を希望）

※ 申込受付は**予約制**で行います。（電話予約受付時間：平日10時～16時）

※ 茂原市外にお住まいの方が、お住まいの市区町村を通して申し込む場合は、この限りではありません。面談等については、お住まいの市区町村に提出した書類等が茂原市に届き次第（令和8年11月20日必着）、茂原市から保護者の方にご連絡いたします。

第二次申込受付場所・日時

◆ 第1希望が公立・私立にかかわらず以下のとおり申込受付を行います。

受付場所	受付日時	
市役所（1階）101会議室	令和9年1月18日（月）、19日（火）	午前：9時～11時30分 午後：13時～16時

・ 入所については、すでに受付が終了している一次受付の対象者を優先するため、受け入れ枠には限りがありますので、ご了承ください。

・ 当日は面談を予定していますので、お子さんを必ずお連れください。（面接試験ではありません。）

※ お子さんの状況等によっては、再度面談を実施する場合がありますのであらかじめご承知おきください。

令和9年度保育所等途中入所申込

利用希望月	締切日	備考
令和9年5月～ 令和10年1月まで	<u>入所希望月の前々月末</u>	※ 入所希望月の前々月末が土曜・日曜・祝日の場合は、その前の開庁日が締切日となります。 <u>申請場所は、茂原市役所8階保育課のみとなります。</u>
令和10年2月・3月	令和9年12月28日（火）	

・ 申込みは随時行っておりますが、入所日は原則として毎月1日です。

・ 年度途中入所の利用調整の時期は、毎月中旬頃です。

② 確認・調査

- 申請された書類の確認をします。提出書類に不明な点がある場合は、保護者や雇用主に電話などで就労等の状況を確認させていただく場合があります。

書類がそろわない場合は、教育・保育給付認定の対象外となり、利用調整を行うことが出来ませんの
ご注意ください。

【申込後の注意事項】

- 申込み内容に変更等があった場合や、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、保育課にご連絡ください。
- 出産を事由として利用申込みを行っている場合は、認定の有効期間が限られていることから、認定期間の満了をもって保育所等の利用申込みの有効期間も終了となり、それ以降の利用調整は行われなくなります。認定期間満了後も継続して保育所等の利用を希望する場合には、新たな「保育を必要とする事由」が確認できる証明書と「就学前児童保育可能理由書」及び「茂原市子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書」をご提出ください。

③ 保育所等の利用調整（利用可否の決定）

教育・保育給付認定後に、保育所等の利用可否が決まります。

保育所等の利用可否は、申込みの順番で決定するものではありません。

- 認定申請書および保育を必要とする事由を証明する書類の内容に基づき、保育の必要性の度合を点数化し、利用希望施設への利用調整を行います。（利用申込締切日が基準日です。）点数の基準については、「茂原市保育所等利用調整基準早見表（P13）」をご覧ください。
- 希望施設に受入れの余裕がない場合など、利用申込みをされてもご希望に添えないことがあります。なお、定員からみて空きがある場合でも、保育施設の状況などにより入所できない場合もあります。
- 申込書に記載いただいた施設以外は利用調整いたしません。複数の施設を希望される場合は、第2希望以下の施設についても申込書へご記入ください。

④ 利用調整結果の通知

- 4月第一次受付で申込みの方については、申込みされた全員の方に令和9年1月中旬に文書で通知します。電話での連絡はいたしません。
- 4月第二次受付で申込みの方については、4月第一次受付で入所保留になった方等を含め、申込みされた全員の方に令和9年2月下旬に文書で通知します。電話での連絡はいたしません。
- 年度途中入所申込みをし、利用内定された方には、電話で連絡をするとともに、「施設利用内定通知書」を送付します。
- 個人情報保護の観点から、利用調整結果に関する電話でのお問い合わせにはお答えいたしません。

●入所保留になった場合

- 利用申込書に記入された利用月のみ、その結果について、「施設利用保留通知書」を送付します。
- 翌月以降も引き続き年度内は利用調整を行いますので、申込書を毎月提出していただく必要はありません。希望施設への利用が可能となりましたら、電話にて連絡するとともに、「施設利用内定通知書」を送付します。翌年度以降も利用調整を希望する場合は、あらためて申込みが必要です。

茂原市保育所等利用調整基準早見表

令和9年度入所希望用

1.保護者の状況点(父母それぞれの点数を合算する)

項目			点数
居宅外就労	勤務日数月20日以上	1日8時間以上の就労	9
		1日6時間以上の就労	8
		1日4時間以上の就労	7
	勤務日数月15日以上	1日8時間以上の就労	8
		1日6時間以上の就労	7
		1日4時間以上の就労	6
	上記以外で月60時間以上の就労		5
居宅内就労	勤務日数月20日以上	1日8時間以上の就労	8
		1日6時間以上の就労	7
		1日4時間以上の就労	6
	勤務日数月15日以上	1日8時間以上の就労	7
		1日6時間以上の就労	6
		1日4時間以上の就労	5
	上記以外で月60時間以上の就労		4
出産	出産前後(出産予定日の8週間前から出産8週間後の翌日が属する月の末日まで)		9
疾病・ 障がい等	おおむね1か月以上の入院		10
	就床安静を要する場合(おおむね1か月以上)		9
	家庭での保育が一部困難と認められる場合		8
	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳A、精神障害手帳 1・2 級		9
	身体障害者手帳 3 ～ 6 級、療育手帳B、精神障害手帳3級		8
看護・ 介護等 (同居の 親族等)	おおむね1か月以上の入院に常時付き添っている場合		9
	要介護認定 3 ～ 5、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳A		9
	要介護認定 1・2、身体障害者手帳 3・4 級、療育手帳B		6
	要支援認定と同程度と判断できる場合		5
災害復旧	災害復旧従事		10
通学・ 就学	就学就労に係る技能習得等(週5日以上40時間以上)		8
	就学就労に係る技能習得等(週4日以上30時間以上)		6
	就学就労に係る技能習得等(週3日以上20時間以上)		4
	上記以外の就学・就労に係る技能習得等		3
育児休業中			2
求職中			1

2.調整加点点

項目		点数
世帯	父又は母が保育士・保育教諭又は幼稚園教諭として、市内の保育所、認定こども園、特定地域型保育事業所、幼稚園又は認可外保育施設で就労(就労予定を含む。)している場合	+ 5
	母子又は父子の世帯(65歳未満の同居親族がいる場合を除く)	+ 3
	上記以外の世帯で生活保護世帯	+ 2
	上記以外の世帯で65歳未満の同居親族がいる母子又は父子の世帯	+ 1
	上記以外の世帯で離婚調停又は単身赴任等により保護者の一方から保育の協力を得られない世帯	+ 1
	父又は母が産後休暇明け又は育児休業明けの場合	+ 2
	生計中心者が自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中で、生活困窮の状態にあり就労の必要が高い世帯	+ 2
保護者	65歳未満の同居の親族がいる場合(健康状態や就労状況等によっては適用しない)	- 2
	65歳以上70歳未満の同居の親族がいる場合(健康状態や就労状況等によっては適用しない)	- 1
	生計中心者以外の者の、自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中(ただし、離職日の属する月の翌月から3か月間に限る)	+ 1
児童	常態として保育所開所時間中の労働時間が3時間に満たない場合	- 2
	児童福祉の観点から保育の利用が必要と認められた場合	+ 5
	希望する保育所等に兄弟姉妹が在園している場合	+ 2
	上記以外の場合で兄弟姉妹と同時に申込みをする場合(転所申込みを除く。)	+ 1
	保育の実施対象年齢の制限等により保育の利用継続ができない場合で、引き続き保育所における保育の利用を希望し、申込みをする場合	+ 2
	発達支援の必要が認められた場合	+ 2
	市外在住者の場合(市内転入予定の場合を除く)	- 6

【備考】

- ・保護者の状況点において複数の区分に該当する場合は、最も高い区分の基準指数を適用する。
- ・調整加点点において同時に複数の事項に該当する場合は、該当する事項の調整指数の全てを加算及び減算する。
- ・就労時間には、休憩時間を含む。
- ・ひとり親世帯の場合は、父又は母の基準点に10点を加える。
- ・特に定めがある場合を除き、申込期限の日を基準日とする。

＜同一点数時の順位＞

順位	項目
1	茂原市在住者(転入予定者を含む)
2	ひとり親世帯
3	世帯収入の合算額が低い者
4	養育している未就学児の人数が多い者
5	保護者の希望する保育所等の希望順位の高い者
6	利用申込みが保留となっている期間が長い者

⑤ 入所

- ・ 利用内定された方は、利用施設での面談や説明会に参加していただきます。その後、利用施設との話し合いの中で入所の準備を進めてください。

【利用内定後・利用開始後の注意事項】

- ・ 保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、利用解除（退所）となります。
- ・ 家族状況（住所や家族の状況、就労状況等）が変わった場合は、利用施設及び保育課へご連絡ください。
- ・ 就労状況等、保育の必要性の事由について確認するため、利用開始後も随時担当者が調査に伺うことがありますので、ご協力ください。なお、申請書類の内容に虚偽が判明した時は、利用内定後であっても、内定の取り消しあるいは利用を解除することや、保育料等を変更し遡って徴収・還付する場合があります。
- ・ 4月入所の児童については最初の1週間、給食の提供はありません。（公立保育所のみ。私立保育施設については、各施設にご確認ください。）

● 利用施設の変更を希望する場合（転園申込）

- ・ 利用施設の変更を希望する場合であっても、新規の利用希望者と同様に利用者を決定するため、保育の必要性の高い児童から利用を承諾することになります。希望施設に受入れの余裕がない等の理由により、ご希望に添えないことがあります。
- ・ 利用施設の変更が決定した場合、元々在籍していた施設には新たな利用者をご案内するため、元の施設には戻れません。また、元の施設での利用状況について、新たな利用施設に情報提供を行うことがあります。
- ・ 転園をご希望の方は、保育課までお問い合わせください。

● 慣らし保育について ※ 利用開始日（月の初日）より前に慣らし保育をすることはできません。

- ・ 施設利用当初から慣れない環境で1日過ごすことは、お子さんにとって大変負担になります。お子さんの負担を軽減するため、利用施設との話し合いにより、保育時間を徐々に延ばして慣らししていきます。
- ・ 慣らし保育は入所後から始まり、期間はお子さんの状況により各利用施設が判断します。
- ・ 慣らし保育の期間中は、お子さんのお迎えが早くなりますので、ご了承ください。
- ・ 利用開始日は基本的に月の初日ですが、保護者が育児休業から復帰する場合は復帰日の原則1～2週間前（1～2週間前が前月になる場合は当月初日）となります。（公立保育所のみ。私立保育所、認定こども園、小規模保育施設については各施設にご確認ください。）
- ・ すでに在園中の児童が他園に転園した場合でも、転園先の施設において慣らし保育が必要です。

● 継続入所について（現況届）

- ・ 入所しているお子さんの保育が継続して必要な場合は、継続入所の手続きが必要となります。手続きにつきましては、毎年6月頃に利用施設を通じてお知らせいたします。
- ・ 期限までに手続きをされない場合には、継続通園の意思および要件が確認できないため、通園期間が終了し利用解除（退所）となりますのでご注意ください。

5. 保育料・給食費（副食費）について

● 保育料（P17「令和9年度保育料表」参照）・給食費（副食費）

- ・ 保育所等を利用する3歳児クラス～5歳児クラスまでのすべての児童、市町村民税非課税世帯の0歳児クラス～2歳児クラスまでの保育料は0円です。
- ・ 公立保育所の3歳児クラス～5歳児クラスの給食費（副食費）は、月額4,500円です。
※ 給食を提供する日数に応じた日割り等はありません。0歳児～2歳児クラスの方が、お弁当持参等により、給食の提供を受けない場合でも、保育料の減額や免除はありません。
また、3歳児クラス～5歳児クラスの方が一部でも給食の提供を受けた場合は、給食費（副食費）を定額（月額4,500円）ご負担いただきます。
私立保育施設の給食費（副食費）については、各施設にご確認ください
- ・ 保育料（利用者負担額）及び給食費（副食費）は変更されることがあります。

● 給食費（副食費）の徴収免除制度

- ・ 以下①、②、③に該当する方は、給食費（副食費）を免除します。（主食費は免除の対象になりません）
 - ① 年収360万円未満相当の世帯の児童
2号認定子どもの場合：市町村民税所得割額57,700円未満（要保護世帯の場合77,101円未満）
 - ② 全所得階層の第3子以降の児童
※ 第3子以降とは、小学校就学前児童のうち、指定施設（P17 ※2）を利用する児童の数です。
 - ③ 全所得階層の第5子以降の児童
※ 児童の年齢制限なし
- ・ ①、②に該当する方は、免除の手続きは必要ありません。該当した方へは、利用施設を通じてお知らせします。
- ・ ③に該当する方については、免除の申請等のお手続きが必要となります。

● 保育料・給食費（副食費）の算定対象者

保育料及び給食費（副食費）算定上の扶養義務者は、原則父母です。また、同居している祖父母等がいる場合には、父母の市町村民税額により祖父母等が保育料及び給食費（副食費）算定上の扶養義務者となることがあります。（父母が市町村民税非課税の場合など）

※ 父母が別居していても離婚が成立していない場合や、離婚が成立していても同居している場合は、保育料算定上の扶養義務者となります。戸籍謄本等の書類提出をお願いする場合があります。

※ 同居祖父母等の市町村民税額により算定する場合は、合算額ではなく、市町村民税額が高い方のみでの算定になります。

【 税額 】

保育料及び給食費（副食費）は、児童の父母等の前年度市町村民税額または当該年度分市町村民税額の合算額より算定します。以下のとおり9月分より算定に用いる課税年度が切り替わるため、年度途中で保育料額や給食費（副食費）の徴収可否が変更となる可能性があります。

利用月	算定基準となる市町村民税該当年度
4月～8月	前年度の市町村民税額 例) 令和9年4月～8月の保育料：令和8年度の市町村民税額より算定
9月～翌3月	当年度の市町村民税額 例) 令和9年9月～令和10年3月の保育料：令和9年度の市町村民税額より算定

- ・ 保育料及び給食費（副食費）を算定する際の所得割額計算に、税額控除（住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除等）は適用されません。
- ・ 所得申告（収入なしも含む）されていない方は、申告手続きが必要です。
- ・ 保育料額や給食費（副食費）の徴収可否決定後に市町村民税額の更正等があった場合は、**現年度内を限度**として、遡って保育料額や給食費（副食費）の徴収可否を変更します。
- ・ 市町村民税額や家族の状況等が変更になった場合は、保育料額や給食費（副食費）の徴収可否も変更となる可能性がありますので、早急に保育課へお知らせください。

● 多子軽減の対象者

- ・ 同一世帯において2人以上の児童が保育施設等に入所している場合は、第2子の保育料は「半額」とし、第3子以降は「無料」となります。
- ・ 3人以上の生計を一にする児童がいる世帯については、保育料の減額が適用される場合があります。
- ・ 私立幼稚園・特別支援学校幼稚部・児童発達支援施設等を利用している兄弟がいる場合は、弟妹の保育料について減額を適用しますので、「就学前児童保育可能理由書」等を提出してください。

● 保育料・給食費（副食費）の納付について

- ・ 茂原市では、公立保育所の保育料及び給食費（副食費）と私立保育所の保育料について、利用者の方全員を対象に、口座振替の利用をお願いしています。保育所利用内定時に口座振替依頼書を配布いたしますので、必要事項をご記入の上、保育課または利用施設にご提出ください。なお、口座振替依頼書を提出後、金融機関による振替口座の登録には1か月程かかるため、振替日までに口座登録が完了していない場合は、納入通知書をお送りいたしますので期日までにお支払いをお願いいたします。
- ・ 口座振替領収書は発行できませんので、通帳等でご確認ください。なお、通帳等には保育料と給食費（副食費）を合わせて「モバラシホイクショホイクリョウ」と記載されます。
- ・ 認可保育所等の保育料・給食費（副食費）の納付期限は、毎月月末となっております。（末日が土曜・日曜・祝日の場合は、金融機関の翌営業日となります。）必ず納付期限までにお支払いください。
- ・ 私立保育所の給食費（副食費）及び認定こども園、小規模保育施設の保育料等につきましては、利用施設への直接納付となります。納付方法や納期限につきましては、利用施設にお問い合わせください。

● 延滞について

- ・ 納付期限までに納付がない時は、督促状・催告書の発送の他、保育課職員が電話や自宅訪問による催告を行います。それでもなお納付がない場合には、滞納金額にかかわらず、児童手当からの特別徴収（児童手当法第22条）や財産調査・差押え等を行うことがあります。
- ・ 必要に応じて、各保育施設に保育料・給食費（副食費）の収納・滞納情報の提供を行います。

令和 9 年度保育料表

3 歳児クラス ～ 5 歳児クラス …… 無料

0 歳児クラス ～ 2 歳児クラス …… 下表のとおり

表① 保育料表

階層と市町村民税額		利用者負担額（保育料）月額		【多子軽減】※1 子どもの数 の算出方法
階層	定 義	0 歳児 ～ 2 歳児クラス		
		保育標準時間	保育短時間	
A	生 活 保 護 世 帯	0 円	0 円	<u>所得割額が 57,700 円未満</u> 子どもの 年齢制限なし
B	非 課 税 世 帯	0 円	0 円	
C 1	均 等 割 額 の み 課 税	12,000 円	11,700 円	
C 2	所得割額 48,600 円未満	16,000 円	15,700 円	
D 1	所得割額 54,600 円未満	19,000 円	18,600 円	
D 2	所得割額 60,600 円未満	20,600 円	20,200 円	<u>所得割額が 57,700 円以上</u> 小学校就学前の 子どものうち、 指定施設※2 を利用 する子どもの数
D 3	所得割額 78,600 円未満	28,000 円	27,500 円	
D 4	所得割額 97,000 円未満	30,000 円	29,400 円	
D 5	所得割額 135,100 円未満	42,000 円	41,200 円	
D 6	所得割額 169,000 円未満	44,500 円	43,700 円	
D 7	所得割額 301,000 円未満	59,000 円	57,900 円	
D 8	所得割額 301,000 円以上	65,000 円	63,800 円	

※1 小学校就学前児童が複数いる場合、第 2 子以降は「半額」（10 円未満切捨て）、第 3 子以降は「無料」です。

ただし、市町村民税額や子どもの年齢、施設の利用状況により該当しない場合があります。何番目の子であるかのカウントは、「子どもの数の算出方法」により判定します。

※2 認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業等）、特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設等

表② 低所得のひとり親世帯や在宅障害者（児）のいる世帯等は、下表が適用になります。

定 義	0 歳児 ～ 2 歳児クラス	
	保育標準時間	保育短時間
表① C 1 階層である世帯	3,800 円	3,700 円
表① C 2 階層である世帯	5,100 円	5,000 円
表① D 1 階層である世帯	6,100 円	5,900 円
表① D 2 階層である世帯	6,600 円	6,400 円
表① D 3 階層のうち、 市町村民税所得割額が 77,101 円未満である世帯	9,000 円	8,800 円

※ 第 2 子以降の保育料は「無料」です（子どもの年齢制限なし）。

表③ 茂原市が行っている多子軽減（子どもの年齢制限なし）

※ 次表の区分により計算した額または表①の【多子軽減】により得た額のいずれか低い金額が適用となります。

階層	第 3 子	第 4 子	第 5 子以降
表① C 1 階層 ～ D 8 階層である世帯	4 分の 3 に該当する額	半額	無料

- 4月1日時点の年齢を基準に算定します。年度の途中で誕生日を迎えても年齢区分は変わりません。
(2歳児クラスの方が、年度途中で誕生日を迎えても、その年度末までは保育料がかかります。)
- 保育料は、1か月単位となっております。月の1日現在に保育所等に在籍していれば、実際の登所状況にかかわらず、1か月分の保育料がかかります。月の途中で退所した場合でも、保育料は日割り計算されません。
- 公立保育所に在籍するお子さんが長期間の欠席等により、給食の提供を要しない旨を申し出た場合、月の初日から当月末日まで給食を停止する場合に限り、その月の給食費はかかりません。
- 公立と私立で保育料に違いはありません。ただし、施設によっては、保育料とは別に費用（園服や園帽子代、かばん代、教材費等）を徴収しているところがあります。詳細は各施設にお問い合わせください。
- 延長保育を利用する場合には、別途延長保育料がかかります。施設によって金額は異なります。
- 保育料及び給食費（副食費）は、保護者や同居の方の市町村民税額により算定（算定対象者は、P15・16参照）するため、母子・父子家庭でも、市町村民税が課税されている場合は原則保育料がかかります。なお、一定の課税額までは軽減措置が適用されます。（P17表②参照）

6. お子さんの発達や行動、身体について心配がある保護者様へ

保育所等の入所に心配があるお子さんについて、市では面談などを実施して、お子さんの状況を確認させていただくとともに、入所先や入所時期等について保護者様と話し合いを行います。

入所にあたっては、加配保育士の配置や施設・設備の改修等が必要となるなど、特別な配慮が必要である場合、施設の空き状況に関わらず、施設側での受け入れ体制が整うまでの間、入所を保留とさせていただくこととなります。保育所等が集団生活の場であることや療育機関ではないことを踏まえ、保護者様にはご理解・ご協力をお願いします。

- 利用申込みにあたり、療育・定期的な通院など行っているお子さんについては、提出書類である「保育所等入所申込に関する状況票」にお子さんの状況を漏れなくご記入ください。
- かかりつけ医師からの診断書や所見を提出していただく場合があります。身体障害者手帳・療育手帳等をお持ちの場合は、内容を確認させていただきますので、申込み時にお持ちください。
- 個別の配慮が必要と思われるお子さんについては、平日 8：00 ～ 16：00 の範囲内での保育を実施させていただく場合があります。また、土曜日はご家庭での保育にご協力をお願いいたします。
- 入所後、お子さんの状況について個別の配慮が必要と判断された場合は、保護者様に随時利用時間等をご相談させていただきます。

7. 食物アレルギー、宗教上食べられない食品がある場合の対応について

食物アレルギーの給食対応は、主治医の指示のもと除去食・代替食の提供を可能な範囲で行っています。アレルギー対応の手続きについては、利用内定後に保育所等で行われる説明会等でお知らせします。

なお、公立保育所では、主治医の生活管理指導表が提出され、アレルギー面談が終了した後に給食が提供されます。提供開始までは、お弁当持参となりますのでご了承ください。また、アレルギーの状況により、お弁当持参をお願いすることもあります。

宗教上食べられない食品がある場合は、状況によりお弁当持参となることがありますので、ご了承ください。

施設により対応方法が違いますので、ご不明な点は利用申込前に各施設もしくは保育課にお問い合わせください。

なお、公立保育所の保育料・給食費（副食費）について、0歳児クラス～2歳児クラスの方が、お弁当持参となった場合でも、保育料の減額や免除はありません。また、3歳児クラス～5歳児クラスの方で一部でも給食の提供を受けた場合は、給食費（副食費）を定額（月額4,500円）ご負担いただきます。

8. 保育所等Q & A

給付認定について

Q1 教育・保育給付認定の有効期限は、いつまでですか？

A1 1号認定（教育標準時間）を受けた場合は、教育・保育給付認定が効力を生じた日（効力発生日）から小学校就学の始期に達するまでの期間が有効期間となります。

2号認定（満3歳以上・保育）を受けた場合は、基本的に効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間、3号認定（満3歳未満・保育）を受けた場合は、基本的に効力発生日から満3歳に達する日の前々日までの期間が有効期間となりますが、保育の必要性の認定に係る「事由」により異なります。

Q2 「保育標準時間」と認定された場合、必ず毎日11時間の利用ができるのでしょうか？

A2 保育必要量は、保護者が保育を必要とする事由に応じて変わります。

ただし、ここで認定されるのは、あくまで「最大で施設を利用することができる時間」です。実際の利用時間は保護者の就労など実態に応じたものとなるため、保護者が育児短時間勤務等の制度を利用している場合などは、認定された必要量に満たない利用時間となる場合があります。

Q3 「保育短時間」と認定されましたが、送迎が間に合いません。「保育標準時間」に変更できますか？

A3 就労事由の場合、保護者が月120時間以上の就労をすることが就労証明書にて確認できない場合、原則「保育短時間」の認定となります。ただし、通勤時間や就労時間を考慮し「保育短時間（8:00～16:00）」での利用が困難な場合は、「保育標準時間」の認定に切り替えることが可能です。「保育標準時間」での利用を希望される場合は、保育課にご相談ください。

Q 1 利用施設の希望順位により、利用調整結果が変わることはありますか？

A 1 利用調整の際には、保育の必要性を点数化し、点数の高い児童から順に利用調整を行います。点数の同じ児童が複数いる場合には、第1希望施設から順に利用調整を行いますので、希望施設の順番によっては利用調整結果が変わる可能性があります。

ただし、保育施設ごとの利用調整ではないため、「1か所のみ希望だから入りやすい」ということや、「第2希望以降だから不利になる」ということはありません。希望保育施設は、通いたい順に、通える範囲内でなるべく多くご記入ください。

Q 2 現在、求職中ですが、利用申込みすることはできますか？

A 2 求職中であっても保育所等の利用申込みは可能ですが、就労等の保育を必要とする事由のある方が優先となります。求職活動による認定期間は3か月間となりますが、期間満了後も利用調整を行い、保育所等の利用が決定した際に、改めて利用開始月から3か月間の認定を行います。なお、利用開始月から3か月以内に月60時間以上の就労内容が確認できる就労証明書が提出されない場合は、認定期間の満了をもって利用解除（退所）となります。

Q 3 申込み後に、希望園の変更はできますか？

A 3 申込み後に希望園を変更される場合は、新たな希望園を各月の申込締切日（P10・11）までに保育課へお申し出ください。

Q 4 兄弟姉妹同時の利用申込み希望ですが、何か注意点はありますか？

A 4 茂原市では兄弟姉妹別々の利用希望施設の利用調整を基本的には行っておりません。兄弟姉妹同時の利用申込みをする場合には、利用希望施設は兄弟姉妹ともに同じ施設をご記入ください。

既に上のお子さんが保育施設等の利用をされている場合には、上のお子さんと同じ施設の利用調整をすることになります。

ただし、兄弟姉妹別施設でも保護者の方の送迎等で問題ない場合は、利用申込書の「兄弟姉妹の入所希望」欄で同意のうえ、お申込みいただくことは可能です。

Q 5 入所申込み・転園申込みを取り下げることができますか？

A 5 申込みの取り下げは可能です。保育課に電話連絡後、速やかに「保育所等利用申込み辞退届」を提出してください。5月～3月（年度途中入所）申込は申込締切日（P11）の3営業日後まで、4月第一次申込は令和8年12月11日（金）まで、4月第二次申込は令和9年1月29日（金）までにご連絡ください。なお、取り下げ後に再度保育所等への入所を希望する場合は、改めて申込書類一式を提出してください。

Q 6 今後生まれる子の利用申込みをしたいのですが、生まれる前に申込みはできますか？

A 6 申込み時点で茂原市に住民登録が無い場合、お申込みはできません。

Q 7 保育所等の入所内定後に辞退した場合、再度申込みすることはできますか？

A 7 辞退されたことによる再申込みの制限はありません。

Q 8 保育所等に入所できなかった場合、毎月申込みをする必要はありますか？

A 8 入所保留となった場合、翌月以降も入所を希望する場合は、年度内に続けて新たな申込みをする必要はありません。ただし、「施設利用保留通知書」の保留の有効期限は年度末までのため、年度末まで引き続き保留の方が、翌年度（4月以降）も入所を希望する場合は、あらためて申込みが必要です。

なお、就労・家族の状況・児童の健康状況等に変更があった場合は、保育課まで必ずご連絡ください。状況に応じて、提出が必要な書類をご案内します。その際、給付認定の内容に変更が生じる場合があります。就労等の状況変更について連絡がないまま、利用調整において保育所等の利用承諾を受けた場合は、利用承諾が取り消しされる場合があります。

Q 9 選考結果は、毎月送られてくるのですか？

A 9 選考は毎月行いますが、結果については、最初の入所希望月のみ通知いたします。その後は、入所が可能となった場合のみ通知いたします。

Q 10 施設利用保留通知書が届きました。翌月以降も引き続き保留の場合、申込みをした月以外の月の保留通知書は発行できますか？

A 10 結果の通知は、Q 9 のとおりのため、引き続き保留の場合、申込みをした月以外の月の保留通知書は発行しておりません。引き続き保留の方が申込月以外の保留通知書の発行をご希望の場合、再度発行希望月の申込みが必要です。提出書類一式を申込締切日（P 10・11）までにご提出ください。 ※「施設利用保留通知書」の保留の有効期限は、年度末までとなります。

Q 11 保育所等を利用（または内定）しています。別の保育施設への転園はできますか？

A 11 利用施設の変更には、転園申込の手続きが必要です。保育課までお問い合わせください。
転園の場合であっても、新規の利用希望者と同様に、保育の必要性の高い児童から利用を承諾します。希望施設に受入れの余裕がない等の理由により、ご希望に添えないことがあります。
また、施設の変更が決定した場合、元々在籍していた施設には新たな利用者をご案内するため、元の施設には戻れません。なお、転園の申込みができるのは、内定した保育施設の利用開始後です。（例：4月入所内定者の場合、5月転園申込可能（3月末日申込締切））

Q 12 4月入所を「就労」で申込み、入所内定となったが、3月で仕事を辞めてしまいました。4月からは「求職活動」に認定を変更すれば、3か月間は保育所等に通えるのでしょうか？

A 12 利用調整は、保育の必要性を点数化し、点数の高い児童から順に利用調整を行っております。申込内容に変更があった場合、状況により入所内定は取消しとなります。
上記ケースの場合、「保育を必要とする事由」を「就労」で申込んでおり、就労による点数を基に利用調整を行い、入所内定となっているため、内定後に仕事を辞めた場合、入所月から「求職活動」に認定を変更して保育所等を利用することはできません。

Q 13 保育所等の利用開始後に仕事を辞めた場合、どうなりますか？

A 13 保育を必要とする事由がなくなった場合は、利用解除(退所)となります。求職活動をされる場合は、退職後速やかに届け出をし、その後原則として3か月以内に就労証明書を提出してください。実際に就労していないことが判明した場合、または仕事を辞めているにもかかわらず、ご連絡いただけなかった場合は、その時点で認定を取消し、利用解除(退所)となります。

Q 1 4 年度途中に育児休業が終了し復職する場合、年度当初一斉申込みで予約申込みはできますか？

A 1 4 第一次・第二次申込受付（P10・11）での予約入所申込みは、5月から9月に入所を希望し、入所月中に育児休業から復職する方のみに限り受付可能です（例：5月中に復職の場合、5月入所申込が可能）。申込み対象施設は、公立保育所のみとなります。なお、入所内定後に、入所月中の復職ができなくなった場合には、内定取り消しとなります。

10月から3月中に復職予定の方の入所申込みにつきましては、「令和9年度保育所等途中入所申込（P11）」をご確認のうえ、お申込みください。

Q 1 5 育児休業中でも保育所等の利用申込みはできますか？

A 1 5 育児休業期間中は保育の必要性が認められないため、原則として、保育所等の利用申込みはできません。ただし、育児休業期間を満了又は切り上げて復職するときは、利用申込みが可能です。その場合、入所月中の復職が必要となります（例：4月入所の場合、4月中に復職）。入所内定・決定後に、入所月中の復職ができなくなった場合には、内定・決定が取り消しとなりますので、事前に職場や家族とよく調整・確認の上、お申込みください。

Q 1 6 育児休業を取得する場合、既に保育施設に入所している上の子は、継続利用できますか？

A 1 6 既に上のお子さんが保育所等を利用中で、下のお子さんの育児休業に入る場合は、手続きをしたうえで、上のお子さんの継続利用は可能です。継続利用期間中は、「保育短時間」の認定となります。

保育所等での生活について

Q 1 子どもが風邪を引いたときでも、保育所等に預けられますか？

A 1 保育所等は健康な児童をお預かりする施設ですので、児童に発熱等の症状があるときは、家庭で保育していただきます。病氣中で病状が軽度と判断され、入院を必要としない場合には病児保育を、回復期には病後児保育の利用をご検討ください。

Q 2 薬を保育所等で飲ませてもらうことはできますか？

A 2 原則として保育所等では薬を預かりません。ただし、公立保育所では、医師処方のある一定範囲の薬のみ、手続きを経てお預かりできる場合があります。私立保育施設については、施設ごとに対応が異なりますので、各施設にご確認ください。

Q 3 感染症が治って、保育所を利用する場合に、何か書類を提出する必要がありますか？

A 3 公立保育所では医師の診察を受けたうえで、登所許可証明書を提出していただきます。様式は各公立保育所にあります。対象となる感染症については、各公立保育所にご確認ください。私立保育施設については、各施設にご確認ください。

Q 4 仕事が休みの日でも預けられるのですか？

A 4 保育所等は保育の必要性のある児童をお預かりする施設であり、お仕事がお休みの日については、ご家庭での保育をご協力いただいております。

茂原市に住民登録がある方の市外の保育施設への申込みについて

Q 1 茂原市外へ転出するため、転出先の保育施設を申込みたいです。どうすればいいですか？

- A 1 茂原市外の保育施設を希望する場合、申込締切や必要書類等は自治体によって異なります。転出先市区町村に、次の事項を必ずご確認ください。
- ・ 申込みに必要な書類（茂原市の申請様式で良いか）
 - ・ 茂原市の窓口での申込みで良いか
 - ・ 申込締切日（茂原市を通した申込みの場合、手続きの関係上、締切日より10日前には茂原市に申込書類を提出してください。）

Q 2 茂原市に在住のまま、茂原市外の保育施設を申込みたいです。どうすればいいですか？

- A 2 利用調整基準や調整方法は市区町村によって異なります。転入予定がない場合の申込みへの制限を設けていることがあるため、あらかじめ茂原市保育課及び利用先市区町村にお問い合わせください。利用先市区町村には、次の事項について必ずご確認ください。
- ・ 市外から申込み可能か（申込条件に制限はあるか）
 - ・ 申込みに必要な書類
 - ・ 申込締切日（手続きの関係上、締切日より10日前には茂原市に申込み書類を提出してください。）

なお、ほとんどの市区町村において、住民票のある方が優先的に利用できるような制度を設けています。希望施設に空きがあっても市外在住者は利用できないことなどがあります。

また、利用期間は入所した年度内となるため、翌年度も継続して利用を希望する場合は再度申請が必要となります。継続利用の可否は、利用先市区町村が決定します。結果によっては、継続利用できない場合もありますのでご承知おきください。

茂原市外に住民登録のある方の茂原市内の保育施設への申込みについて

Q 1 茂原市へ転入予定ですが、茂原市の保育施設への申込みはできますか？

- A 1 茂原市に利用開始月の前月末までに転入予定の方は、お申込みいただくことが可能です。申込期限（P10・11）までに書類一式（P6・7）を住民票のある市区町村または茂原市保育課にご提出ください。すべて茂原市の様式でお申込みください。
- 転入前の時点で茂原市民とみなして利用調整を行うため、必ず「転入先が確認できる書類等（賃貸借契約書・土地売買契約書等の写し）」をご提出ください。
- なお、転入先の確認ができない場合、市外在住として減点を適用して利用調整を行いますのでご了承ください。転入後は、茂原市保育課で再度お手続きが必要です。

Q 2 茂原市外在住のまま、茂原市の保育施設を申込みたいです。どうすればいいですか？

- A 2 住民票のある市区町村を通してお申込みいただきます。利用調整基準等は、茂原市の基準となります。市外在住の方は、減点を適用して利用調整を行いますのでご了承ください。
- 申込みの際は、住民票のある市区町村に必要書類（P6・7）をご提出ください。様式については、住民票のある市区町村様式でご用意ください。提出された書類は、住民票のある市区町村で受付後、事務手続きを経て茂原市へ郵送されます。手続きの関係上、申込締切日（P10・11）の10日ほど前までにはご提出ください。

9. 一時預かり保育事業について

保護者の就労形態や傷病等により、持続的・緊急的に家庭保育が出来ない方や、育児疲れのリフレッシュをしたい方等が利用することが可能です。

- ◆ 利 用 場 所 茂原市立 鶴枝保育所（一般型）
茂原市立 朝日の森保育所（余裕活用型）
- ◆ 利用できる曜日 月曜日 ～ 金曜日（祝日は除く）
- ◆ 利用できる時間 8：30 ～ 16：30
延長保育（鶴枝保育所のみ） 16：30 ～ 17：30
- ◆ 対 象 ・ 茂原市内に居住の方
・ 生後6か月から小学校就学前までの方
・ 保育所・認定こども園・小規模保育施設の保育部分を利用していない方
- ◆ 利用できる方 ・ 就 労 保 育： 保護者の就労形態により、継続的に家庭における保育が困難（鶴枝保育所） となる場合
・ 緊 急 保 育： 保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭等社会的にやむえない事由により、緊急又は一時的に家庭における保育が困難となる場合
・ 私的事由保育： 保護者の育児に伴う心理的及び肉体的負担を軽減するために一時的に保育が必要となる場合
- ◆ 利 用 期 間 ・ 就労保育(鶴枝保育所) = 週3回（月14日以内）
・ 緊 急 保 育 = 週3回
・ 私 的 事 由 保 育 = 週1回（月4日以内）
- ◆ 利 用 料 金 ・ 3歳未満児 2,400円／4時間以上 1,200円／4時間未満
・ 3歳以上児 1,200円／4時間以上 600円／4時間未満
（年齢は4月2日現在の年齢です。）
※ 利用料金は、利用日当日に集金します。
※ 給食の提供を受けた場合、給食費として別途250円がかかります。
※ 鶴枝保育所で16時30分から17時30分の延長保育を利用した場合、別途300円がかかります。
- ◆ 登 録 方 法 ① 事前に鶴枝保育所又は朝日の森保育所に電話で予約をお取りください。
② 鶴枝保育所又は朝日の森保育所に来所し、利用登録申請書等の提出をお願いします。
面談を行い、お子さんの健康状態等を確認します。
③ 保育所に提出された申請書等を基に、保育課で審査を行います。審査終了後、『茂原市一時預かり事業利用登録承認（不承認）等通知書』を、保護者宛に発送します。
※ 申請から登録まで、1・2週間程度かかります。

《必要書類》

- ・ 茂原市一時預かり事業利用（登録・登録内容変更）申請書
- ・ 健康状況調査票
- ・ 児童の状況
- ・ 食物アレルギーチェック票
- ・ 保育所で使用する食材の目安
- ・ 緊急連絡先・災害時引き渡し先
- ・ 就労証明書（鶴枝保育所利用の方で、事由が就労の場合）

◆ 申 込 方 法

- ・ 利用申込みは、登録後、利用したい保育所に電話で連絡をください。（土・日・祝日を除く開所日）
- ・ 利用希望日が属する月の前月の10日から利用希望日の前日までにご連絡ください。
- ・ 毎月10日から20日までは翌月の利用日について、調整を行い、後日（毎月20日頃）保育所よりお電話でお知らせいたします。20日以降も随時受付いたします。

◆ 利 用 方 法

- ・ 各月の利用日初日に『一時預かり事業利用申込書』をご記入の上、利用保育所にご持参ください。
 - ※ 登録書類・利用申込書は、茂原市役所保育課・鶴枝保育所・朝日の森保育所に取りに来ていただくか、茂原市公式ウェブサイトからダウンロードすることが可能です。
 - ※ 朝日の森保育所の一時預かり事業は、定員の範囲内で空きがある場合に在園児のクラスに入って保育するため、クラスに空きが無い場合はお預かりできません。
 - ※ お子さんの健康状態や行事など都合によっては預かることが出来ない場合があります。
 - ※ 初日は、慣らし保育として半日のみの利用となります。
- ・ 事前登録、空き状況等の確認、利用予約については、鶴枝保育所 TEL（36）7115 ・ 朝日の森保育所 TEL（22）3126まで（電話受付時間：平日13時～16時）
- ・ 事業のくわしい内容についてのお問い合わせは、保育課 保育所係 TEL（36）5656まで

10. もばらファミリー・サポート・センターについて

地域において安心して子育てができるよう、子育てのサポートをしてほしい方（依頼会員）と、サポートしたい方（提供会員）が、それぞれ会員登録して会員相互による育児支援を行います。

- ◆ 依頼会員：おおむね生後6か月～小学校6年生までのお子さんを養育している方
- ◆ 提供会員：心身ともに健康で子育てのサポートをしたいと思っている方
- ◆ 両方会員：依頼会員、提供会員の両方を兼ねることができる方

主な活動：保育施設等の開始前や終了後などの子どもの預かり、保育施設等への子どもの送迎など

利用料金（謝礼）

基本1時間あたり700円。
土日、祝日等は1時間あたり900円。

利用方法

入会希望の方は、入会説明会へ参加をお願いします。
説明会日程については、茂原市公式ウェブサイトを確認するかお電話にてお問い合わせください。

お問い合わせ先：茂原市保育課 学童保育係：TEL（36）5656

1 1. 茂原市内の認可保育施設一覧

【公立保育所】

No.	施設名称	住所	電話番号	開所時間	一時 預かり	生後57 日から
①	東郷保育所	谷本 1795 番地	22-2832	7 時 30 分 ～ 19 時		○
②	豊田保育所	ゆたか 38 番地 1	22-5056	7 時 00 分 ～ 19 時		○
③	鶴枝保育所	上永吉 1013 番地 1	22-4709	7 時 30 分 ～ 19 時	○	○
④	二宮保育所	国府関 1536 番地 1	22-4894	7 時 30 分 ～ 19 時		○
⑤	町保保育所	高師 555 番地 28	22-2544	7 時 30 分 ～ 19 時		○
⑥	朝日の森保育所	茂原 1016 番地	22-3126	7 時 30 分 ～ 19 時	○	○

【私立保育所】

No.	施設名称	住所	電話番号	開所時間	一時 預かり	生後57 日から
⑦	東茂原保育園	東茂原 13 番地 21	23-6513	7 時 00 分 ～ 19 時	○	○

【私立幼保連携型 認定こども園】

No.	施設名称	住所	電話番号	開所時間	一時 預かり	生後57 日から
⑧	高師保育園	高師 864 番地 1	22-2419	7 時 00 分 ～ 19 時	○	○

【公私連携幼保連携型 認定こども園】

No.	施設名称	住所	電話番号	開所時間	一時 預かり	生後57 日から
⑨	ほのおかこども園	本納 3302 番地 1	44-6821	7 時 00 分 ～ 19 時		○
⑩	もばら空と杜のこども園	綱島 101 番地 1	47-2880	7 時 00 分 ～ 19 時		○

【私立幼稚園型 認定こども園】 ※1 歳児クラスから

No.	施設名称	住所	電話番号	開所時間	一時 預かり	生後57 日から
⑪	アップル幼稚園	押日 595 番地	24-6685	7 時 30 分 ～ 19 時		×
⑫	ふたば幼稚園	茂原 646 番地	22-3964	7 時 00 分 ～ 19 時		×

【私立地域型保育事業（小規模保育事業）】 ※2 歳児クラスまで

No.	施設名称	住所	電話番号	開所時間	一時 預かり	生後57 日から
⑬	はぐくみ	緑ヶ丘 1 丁目 48 番地 11	22-8187	7 時 00 分 ～ 19 時		○

※ 見学については、各施設にお問い合わせください。

市内保育所・認定こども園・小規模保育事業

